

- 令和2年6月改正の「福島復興再生特別措置法」（以下、「福島特措法」という。）に以下の課税の特例が規定
 - ① 風評対策に係る課税の特例（風評税制）
 - ② 福島イノベーション・コースト構想の推進に係る課税の特例（イノベ税制）
- 当該課税の特例の運用にあたって、**県が「①特定事業活動振興計画」、「②新産業創出等推進事業促進計画」を作成し、国へ提出する必要**
 （いずれの計画も、「福島復興再生計画（R3.4.9認定）」に即して作成）
- また、既存の「企業立地促進計画」について、福島特措法の改正にあわせて、修正等を行う

